



条例案等の概要

(美濃加茂市議会第3回定例会資料)

令和元年8月29日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 3 7 号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する 条例について	1
議第 3 8 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例について	7
議第 3 9 号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例について	9
議第 4 0 号	美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例につい て	1 0
議第 4 1 号	美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例について	1 1
議第 4 2 号	美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について	1 2
議第 4 3 号	美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例について	1 3
議第 4 4 号	美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について	1 4
議第 4 5 号	美濃加茂市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改 正する条例について	1 5
議第 4 6 号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて	1 6
議第 4 7 号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について	1 8
議第 4 8 号	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例について	2 0
議第 5 7 号	中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について	2 2
議第 5 8 号	中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する 協議について	2 3
議第 5 9 号	中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約に関 する協議について	2 4

<p>◎ 制定の趣旨</p> <p>○ 法改正情報</p> <table border="1"> <tr> <td>公布された法令</td> <td>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 (平成29年法律第29号)</td> </tr> <tr> <td>条例改正に影響する施行日</td> <td>令和2年4月1日</td> </tr> <tr> <td>改正された法律</td> <td>地方公務員法(昭和25年法律第261号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)</td> </tr> <tr> <td>条例制定に影響する条</td> <td>地方公務員法第22条の2 地方自治法203条の2</td> </tr> </table> <p>○ 条例改正趣旨</p> <p>地方自治法及び地方公務員法が改正され、会計年度任用職員制度が創設されます。これに伴い、現在の嘱託員及び臨時職員としての任用はパートタイム会計年度任用職員に移行されるため、新たに条例を制定するものです。</p>		公布された法令	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 (平成29年法律第29号)	条例改正に影響する施行日	令和2年4月1日	改正された法律	地方公務員法(昭和25年法律第261号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)	条例制定に影響する条	地方公務員法第22条の2 地方自治法203条の2
公布された法令	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 (平成29年法律第29号)								
条例改正に影響する施行日	令和2年4月1日								
改正された法律	地方公務員法(昭和25年法律第261号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)								
条例制定に影響する条	地方公務員法第22条の2 地方自治法203条の2								
<p>◎ 条例の概要</p> <p>改正後の地方自治法第203条の2では「報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」とされているため、報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法を定めるものです。</p>									
<p>◎ 条例の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○趣旨(第1条関係) ○報酬(第2条及び第3条関係) ○特殊勤務に係る報酬(第4条関係) ○時間外勤務に係る報酬(第5条関係) ○休日勤務に係る報酬(第6条関係) ○報酬の端数処理(第7条関係) ○期末手当(第8条関係) ○報酬の支給(第9条関係) ○勤務1時間当たりの報酬額(第10条関係) ○報酬の減額(第11条関係) 									

- 報酬からの控除（第12条関係）
- 通勤に係る費用弁償（第13条関係）
- 公務のための旅行に係る費用弁償（第14条関係）
- 委任（第15条関係）

◎ 条例の施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

条 項	内 容	ペー ジ																												
第1条（趣旨）	<p>〔概 要〕</p> <p>条例の趣旨を規定するものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当している者（パートタイム会計年度任用職員）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法を地方自治法第203条の2第5項に基づき条例で定めます。</p>	18																												
第2条（報酬）	<p>〔概 要〕</p> <p>報酬の定義について定めるものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>報酬は、パートタイム会計年度任用職員に支給される報酬及び期末手当を言います。</p>	18																												
第3条（報酬の額）	<p>〔概 要〕</p> <p>職種ごとに報酬の額の上限額を定め、具体的な額については規則で定めることとします。規則で定める具体的な額は、各職種ごとに経験による加算も含め、別表で定める予定です。</p> <p>〔内 容〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>月額上限額</th> <th>日額上限額</th> <th>時間額上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般業務に従事する職</td> <td>168,900円</td> <td>—</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>保育士、言語訓練指導員、保健師、社会福祉士、介護認定調査員、看護師、歯科衛生士、栄養士、図書館司書、学芸員、講師</td> <td>204,900円</td> <td>—</td> <td>1,370円</td> </tr> <tr> <td>バス運転手、市長車運転手</td> <td>243,200円</td> <td>11,500円</td> <td>1,630円</td> </tr> <tr> <td>多文化共生推進員</td> <td>282,000円</td> <td>—</td> <td>1,570円</td> </tr> <tr> <td>JETプログラムにより任用された職</td> <td>330,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>相当の知識又は経験を要する職</td> <td>193,600円</td> <td>—</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職種	月額上限額	日額上限額	時間額上限額	一般業務に従事する職	168,900円	—	1,130円	保育士、言語訓練指導員、保健師、社会福祉士、介護認定調査員、看護師、歯科衛生士、栄養士、図書館司書、学芸員、講師	204,900円	—	1,370円	バス運転手、市長車運転手	243,200円	11,500円	1,630円	多文化共生推進員	282,000円	—	1,570円	JETプログラムにより任用された職	330,000円	—	—	相当の知識又は経験を要する職	193,600円	—	3,000円	18
職種	月額上限額	日額上限額	時間額上限額																											
一般業務に従事する職	168,900円	—	1,130円																											
保育士、言語訓練指導員、保健師、社会福祉士、介護認定調査員、看護師、歯科衛生士、栄養士、図書館司書、学芸員、講師	204,900円	—	1,370円																											
バス運転手、市長車運転手	243,200円	11,500円	1,630円																											
多文化共生推進員	282,000円	—	1,570円																											
JETプログラムにより任用された職	330,000円	—	—																											
相当の知識又は経験を要する職	193,600円	—	3,000円																											
第4条（特殊）	<p>〔概 要〕</p>	18																												

勤務に係る報酬)	<p>一般の職員と同様に、美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 42 年美濃加茂市条例第 4 号）に規定している特殊勤務に係る報酬の支給をします。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>該当の特殊勤務と金額は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症防疫作業手当 1 日につき 500 円 ○ 行旅病人等取扱手当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行旅病人の救護に従事したとき 1 日につき 1,000 円 ・ 行旅死亡人の仮埋葬又は火葬その他の必要な措置に従事したとき 1 日につき 2,000 円 ○ 犬猫等死体処理手当 1 日につき 400 円 	
第 5 条（時間外勤務に係る報酬）	<p>〔概 要〕</p> <p>一般職員と同様に、定められた勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた場合に時間外勤務に係る報酬の支給をします。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>時間外勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの報酬の額に以下の規則で定める割合（予定）を乗じた額としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 7 時間 45 分以下の勤務 100 分の 100 ○ 7 時間 45 分を超える勤務 100 分の 125 ○ 午後 10 時から翌日午前 5 時までの勤務 上記に 100 分の 25 を加算した割合 	1 8
第 6 条（休日勤務に係る報酬）	<p>〔概 要〕</p> <p>一般職員と同様に、休日に勤務することを命ぜられた場合に休日勤務に係る報酬の支給をします。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>休日勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの報酬の額に以下の規則で定める割合（予定）を乗じた額としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 午後 10 時から翌日午前 5 時まで以外の勤務 100 分の 135 ○ 午後 10 時から翌日午前 5 時までの勤務 100 分の 160 <p>ただし、休日勤務を命ぜられた時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた場合は、休日勤務の適用をしないこととします。</p>	1 9
第 7 条（報酬の端数処理）	<p>〔概 要〕</p> <p>勤務 1 時間当たりの報酬の額、時間外勤務に係る報酬の額及び休日勤務に係る報酬の額を算定する場合に、1 円未満の額が発生した場合について規定するものです。</p>	1 9

	<p>[内 容]</p> <p>1 円未満の額が発生した場合は、四捨五入とします。</p>	
第 8 条（期末手当）	<p>[概 要]</p> <p>美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の第20条から第20条の3を準用し、期末手当の支給率等の計算方法を規定するものです。</p> <p>[内 容]</p> <p>期末手当の支給対象者は、任期が6 箇月以上、かつ、基準日（6月1日又は12月1日）に在職しているパートタイム会計年度任用職員とします。任用当初の任期が6 箇月未満のパートタイム会計年度任用職員でも、同一の会計年度内に任期の延長又は再度の任用により、任期が6 箇月以上となった場合は支給対象とします。また、前会計年度から翌会計年度に切れ目なく引続き任用された場合は、任期を通算できるようにします。</p> <p>支給対象者の例外として、基準日（6月1日又は12月1日）前の1 箇月以内の退職又は死亡の場合は基準日を退職又は死亡の日とし、支給対象とします。</p> <p>計算方法は、「期末手当の基礎額×支給率×期間率」です。</p> <p>○ 期末手当の支給率は再任用職員と同様に、1. 45月分（6月期0. 725、12月期0. 725）とします。</p> <p>○ 期末手当の基礎額は、前基準日の翌日から基準日（6月期は6月1日、12月期は12月1日、1 箇月前の退職又は死亡の場合は退職又は死亡の日）までの在職期間における報酬の1 月当たりの平均額とします。</p> <p>○ 期末手当の期間率は、一般職の職員と同様に在職期間に応じ、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6箇月 100分の100 ・ 5箇月以上6箇月未満 100分の80 ・ 3箇月以上5箇月未満 100分の60 ・ 3箇月未満 100分の30 <p>○ 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）により任用された職については、期末手当の支給対象外とします。（総務省 会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル問17－6より）</p>	19

<p>第9条（報酬の支給）</p>	<p>〔概要〕 報酬の支給方法を規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬の計算期間は、月の1日から末日までとし、規則で定める支給日に全額を支給します。 ○ 報酬の支払いは現金での支払いを原則としますが、口座振替も可能とします。 ○ 公務のための出張をした場合の費用弁償は、報酬には含みません。 ○ 日額又は時間額で報酬が定められている場合は、勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給します。 ○ 月額で報酬が定められている場合は、退職した日までの報酬を日割りによって計算し支給します。ただし、死亡による退職の場合は、その月の報酬の全額を支給します。 	<p>20</p>
<p>第10条（勤務1時間当たりの報酬の額）</p>	<p>〔概要〕 勤務1時間当たりの報酬の額を計算する方法を規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 月額による報酬の場合 月額報酬×12月÷（週の勤務時間×52週－規則で定める時間）規則で定める時間（予定）は、「1会計年度内の月曜日から金曜日に当たる休日数×7時間45分」です。 ○ 日額による報酬の場合 日額報酬÷1日当たりの勤務時間 	<p>20</p>
<p>第11条（報酬の減額）</p>	<p>〔概要〕 報酬を減額しなければならない場合について規定するものです。</p> <p>〔内容〕 正規の勤務時間中に勤務せず、休日でもなく、有給休暇を使用していない場合は、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額します。</p>	<p>21</p>
<p>第12条（報酬からの控除）</p>	<p>〔概要〕 報酬から控除できるものを規定するものです。</p> <p>〔内容〕 報酬から控除できるものは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本人が希望し、かつ、市長が必要と認める職員の親睦会費 ○ 本人が希望し、かつ、市長が必要と認める市の事業に係る自己負担金 	<p>21</p>

<p>第13条（通勤に係る費用弁償）</p>	<p>〔概要〕 一般職の職員と同様の基準で通勤に係る費用弁償を支給することを規定するものです。</p> <p>〔内容〕 交通用具（自動車等）を利用する場合の通勤に係る費用弁償の額は、以下の規則で定める額を予定しています。</p> <table border="1" data-bbox="451 539 1246 1155"> <thead> <tr> <th>通勤距離又は自動車等の使用距離 (片道)</th> <th>月額</th> <th>日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2キロメートル以上5キロメートル未満</td> <td>2,000円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>5キロメートル以上10キロメートル未満</td> <td>4,200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>10キロメートル以上15キロメートル未満</td> <td>7,100円</td> <td>340円</td> </tr> <tr> <td>15キロメートル以上20キロメートル未満</td> <td>10,000円</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>20キロメートル以上25キロメートル未満</td> <td>12,900円</td> <td>620円</td> </tr> <tr> <td>25キロメートル以上30キロメートル未満</td> <td>15,800円</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>30キロメートル以上35キロメートル未満</td> <td>18,700円</td> <td>890円</td> </tr> <tr> <td>35キロメートル以上40キロメートル未満</td> <td>21,600円</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>40キロメートル以上45キロメートル未満</td> <td>24,400円</td> <td>1,170円</td> </tr> <tr> <td>45キロメートル以上50キロメートル未満</td> <td>26,200円</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td>50キロメートル以上55キロメートル未満</td> <td>28,000円</td> <td>1,340円</td> </tr> <tr> <td>55キロメートル以上60キロメートル未満</td> <td>29,800円</td> <td>1,420円</td> </tr> <tr> <td>60キロメートル以上</td> <td>31,600円</td> <td>1,510円</td> </tr> </tbody> </table>	通勤距離又は自動車等の使用距離 (片道)	月額	日額	2キロメートル以上5キロメートル未満	2,000円	100円	5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円	200円	10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円	340円	15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円	480円	20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円	620円	25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円	760円	30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円	890円	35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円	1,030円	40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円	1,170円	45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円	1,250円	50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円	1,340円	55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円	1,420円	60キロメートル以上	31,600円	1,510円	<p>21</p>
通勤距離又は自動車等の使用距離 (片道)	月額	日額																																										
2キロメートル以上5キロメートル未満	2,000円	100円																																										
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円	200円																																										
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円	340円																																										
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円	480円																																										
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円	620円																																										
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円	760円																																										
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円	890円																																										
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円	1,030円																																										
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円	1,170円																																										
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円	1,250円																																										
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円	1,340円																																										
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円	1,420円																																										
60キロメートル以上	31,600円	1,510円																																										
<p>第14条（公務のための旅行に係る費用弁償）</p>	<p>〔概要〕 一般職の職員と同様の基準で公務のための旅行に係る費用弁償を支給することを規定するものです。</p>	<p>21</p>																																										
<p>第15条（委任）</p>	<p>〔概要〕 規則等への委任について規定するものです。</p> <p>〔内容〕 条例で定めていない詳細な事項について、規則等により定めることとしています。報酬及び期末手当の支給日、報酬の額や時間外、休日勤務に係る報酬の割増率及び通勤に係る費用弁償の額を規則等で定めます。</p>	<p>21</p>																																										
<p>附則</p>	<p>〔概要〕 条例の施行期日を規定するものです。</p> <p>〔内容〕 この条例は、令和2年4月1日から施行します。</p>	<p>21</p>																																										

〔議第 38 号〕

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

【議案書：23頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	・ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号） ・ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 56 号）
条例改正に影響する施行日	令和 2 年 4 月 1 日 令和元年 12 月 14 日
改正された法律	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
条例改正に影響する条	地方公務員法第 3 条、第 16 条及び第 22 条の 2 地方自治法 203 条の 2

○ 条例改正趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法が令和 2 年 4 月 1 日に改正され、新たな職員の区分として会計年度任用職員を導入することに伴い、関係する条例を改正するものです。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴い、関係する条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市職員の分限に関する条例の一部改正

分限休職対象にパートタイム会計年度任用職員を追加するものです。

第 2 条 美濃加茂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

減給の効果対象にパートタイム会計年度任用職員を追加し、字句の整理をするものです。

第3条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の表現に合わせるよう改正するものです。また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法の欠格条項を規定している第16条第1号の成年被後見人又は被保佐人が削除されるため、期末手当及び勤勉手当の規定から第16条第1号を引用している規定を削除する等、所要の改正をするものです。

第4条 美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に伴い字句の整理をするものです。

第5条 美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

パートタイム会計年度任用職員は、常勤職員と同様に地方公務員の育児休業等に関する法律が適用されるため、パートタイム会計年度任用職員にも対応できるように条例の規定を追加します。

育児休業を取得できる期間は以下のとおりです。

- ①原則、生まれた子が1歳に達するまで
- ②父母ともに育児休業を取得する場合は、1歳2か月に達するまで
- ③①②の育児休業期間終了後に、保育所等に入所できなかった等のやむを得ない事情がある場合は、1歳6か月に達するまで
- ④③の育児休業期間終了後に、保育所等に入所できなかった等のやむを得ない事情がある場合は、2歳に達するまで

第6条 美濃加茂市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

地方公務員法第22条第2項から第7項までが削除されるため、字句の整理をするものです。

◎ 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行します。ただし、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、改正する部分は、令和元年12月14日から施行します。

〔議第39号〕

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：34頁】

◎ 改正の概要

監査委員の報酬の額の見直しをするものです。また、任用根拠の整理をするものです。

◎ 改正の主な内容

○ 報酬の額の見直し（別表関係）

監査委員の報酬の額

識見を有する者：50,000円 → 60,000円

議員から選任された者：25,000円 → 30,000円

○ 任用根拠の整理（別表関係）

- ・美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会委員、美濃加茂市プロポーザル方式等審査委員及び総合評価アドバイザーについては、任用根拠についての整理及び削除をするものです。
- ・育児支援訪問員については、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員への移行に伴い削除するものです。
- ・交通安全指導員については、規則での規定を整理し、規則で定められていたものを条例で定めるように変更するものです。

◎ 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。ただし、監査委員の報酬の額の改正、育児支援訪問員の項を削る改正及び交通安全指導員の項を追加する改正は、令和2年4月1日から施行します。

<p>◎ 改正の概要</p> <p>○ 法改正情報</p>	
<p>公布された法令</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号） ・ 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年政令第154号）
<p>条例改正に影響する施行日</p>	<p>令和元年10月1日</p>
<p>改正される法令</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道法（昭和32年法律第177号） ・ 水道法施行令（昭和32年政令第336号）
<p>条例改正に影響する条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道法第25条の3の2（新規） ・ 水道法施行令第5条
<p>○ 条例改正趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道法の一部を改正する法律により、水道法の一部が改正されたことに伴い、指定給水装置工事事業者への指定更新制が導入され、指定期間が5年となったことにより条例改正するものです。 ・ 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令により、水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、新規条項が追加、既存条項が繰り下げられたことにより条例改正するものです。 	
<p>◎ 改正の主な内容</p> <p>○ 更新指定手数料の追加（第33条関係）</p> <p>指定給水装置工事事業者指定手数料を、新規指定手数料と更新指定手数料に区分し、それぞれ1万円とします。</p> <p>○ 政令改正による条ずれの解消（第36条関係）</p> <p>水道法施行令を引用している箇所について改正するものです。</p>	
<p>◎ 施行期日</p> <p>この条例は、令和元年10月1日から施行します。</p>	

◎ 改正の概要

前平総合運動場のテニスコートの利用時間と使用料の改正及び別表の「ソフトボール場」と表記されているものを「多目的広場」に名称を変更するため、美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 10月から翌年2月までの前平総合運動場のテニスコートの利用時間と使用料に関する改正（別表関係）

（改正前）

次の区分でテニスコートを使用する場合の照明使用料（加算額）

16：00～17：00※ 照明を使用しないため加算なし

18：00～21：00 1回1面につき1,400円

※17：00～18：00の時間帯は日が短いため利用不可

（改正後）

次の区分でテニスコートを使用する場合の照明使用料（加算額）

16：00～18：00 1回1面につき900円

18：00～21：00 1回1面につき1,400円

（18：00～21：00の区分においては金額の変更なし）

○ 名称変更に関する改正（別表関係）

現在、西総合運動場における「ソフトボール場」については、利用用途がソフトボールに限らず、グラウンドゴルフ、地域の祭り、西体育館の臨時駐車場など多目的に利用することから「多目的広場」に変更するものです。

○ 区分の細分化に関する改正（別表関係）

これまで別表の体育施設区分について、「グラウンド」、「ソフトボール場」（多目的広場に名称変更予定）及び「テニスコート」の3種類のみで分類していたものを、場所と種別で細分化し、別表を見やすく変更するものです。

◎ 施行期日

この条例は、令和元年11月1日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）
条例改正に影響する施行日	令和元年11月5日
改正される法令	住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）
条例改正に影響する条	第30条の13及び第30条の14

○ 条例改正趣旨

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、住民基本台帳法施行令が改正されました。

この改正により、氏に変更があった者に関する特例として、氏に変更があった者からの求めにより、住民票に旧氏の記載をしなければならないこととなりました。

そこで、印鑑条例についても、住民票に旧氏の記載がされている場合の特例を追加等するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 氏に変更のあった者に関する特例（第5条、第6条及び第10条の3関係）

住民票に旧氏の記載がされている場合、印鑑登録原票と印鑑登録証明書に旧氏の登録又は記載をし、旧氏（その一部を含む。）を表した印鑑についても、登録ができる旨を追加するものです。

○ 字句の整理等（第2条、第4条及び第14条関係）

法制執務上必要な字句の整理をするものです。

◎ 施行期日

この条例は、令和元年12月1日から施行します。

〔議第 4 3 号〕

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：45頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第44号)
条例改正に影響する施行日	平成30年10月1日
改正された法令	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)
条例改正に影響する条	第9条

○ 条例改正趣旨

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により、児童扶養手当法が改正されたことに伴い、美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例について、必要な改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 所得制限の判定に前々年の所得を用いる期間の延長(第2条関係)

児童扶養手当の現況届に基づく支給額の適用期間に合わせます。

改正前	改正後
1月から9月まで	1月から10月まで

◎ 施行期日等

- この条例は、令和元年10月1日から施行します。
- この条例による改正後の美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の療養の給付等に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例によるものとします。
- 市長は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例の施行に関し、必要な準備行為をすることができるものとします。

〔議第 4 4 号〕

美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

【議案書：48頁】

◎ **改正の概要**

下古井交流センターは老朽化及び耐震性の不足により、公共施設等総合管理計画において除却する方針が定められています。今年度、施設の除却を行うに当たり、条例を改正するものです。

◎ **改正の主な内容**

○名称及び位置の削除（第2条関係）

施設の除却に伴い、下古井交流センターの項目を削ります。

○料金表の削除（別表関係）

別表から下古井交流センターの項目を削ります。

◎ **施行期日**

この条例は、令和元年10月1日から施行します。

〔議第 4 5 号〕

美濃加茂市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：50頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	道路構造令の一部を改正する政令（平成31年政令第157号）
条例改正に影響する施行日	平成31年4月25日
改正される法令	道路構造令（昭和45年政令第320号）
条例改正に影響する条	第2条及び第10条

○ 条例改正趣旨

道路構造令の改正で自転車通行帯の新設、自転車道の設置要件関係の改正に伴い、道路構造令から条例が引用している条文に影響が出るため一部改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 政令改正による項ずれの解消（第2条関係）

道路構造令を引用している箇所について改正するものです。

○ 「自転車通行帯」が新たに規定されたことによる変更（第4条等関係）

道路構造令に「自転車通行帯」が新たに規定されたことにより影響がある箇所について改正するものです。

○ 自転車道の設置要件として、設計速度が60km/h以上であるものを追加（第9条関係）

道路構造令の改正で自動車及び自転車の交通量が多い一定の基準の道路で設計速度が60km/h以上であるものは自転車道を道路の各側に設けることとなったことにより改正するものです。

◎ 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第 4 6 号〕

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：55頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する府令(令和元年内閣府令第7号)(令和元年内閣府令第8号)
条例改正に影響する施行日	令和元年内閣府令第7号 令和元年5月31日 令和元年内閣府令第8号 令和元年10月1日
改正された法令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。)
条例改正に影響する条	第2条から第11条まで、第13条、第14条、第16条から第21条まで、第24条から第28条まで、第30条、第32条、第34条から第43条まで、第46条、第47条から第52条まで、附則第2条、附則第3条及び附則第5条

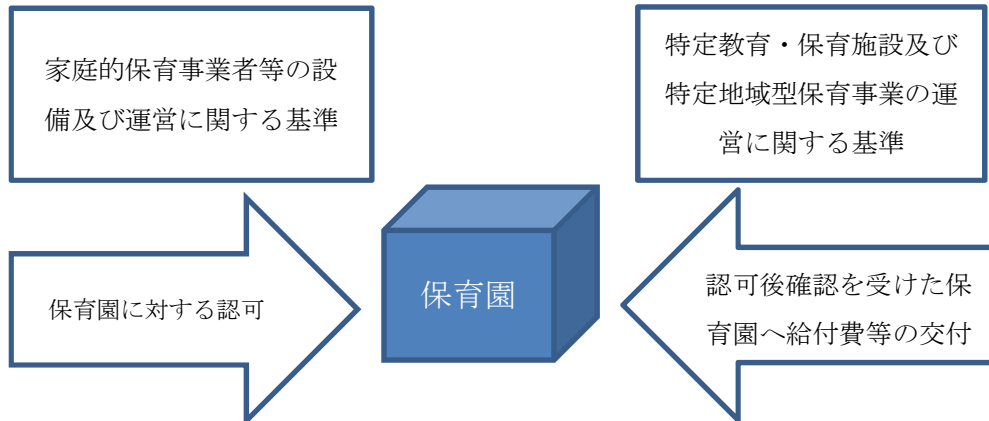
○ 条例改正趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する府令が、令和元年5月31日に令和元年内閣府令第7号、令和元年内閣府令第8号としてそれぞれ公布されました。

第7号による主な改正は、「家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)」が改正され、家庭的保育事業者等の連携施設の確保が緩和されたことに併せて、同様に基準府令でも連携施設の緩和をするものです。

第8号による主な改正は、①幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱いの変更、②用語の整理、の2点です。

※家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準と基準府令の関係



◎ 改正の主な内容

- 満3歳以上教育・保育給付認定子どもの食事の提供に要する費用の取扱いの変更（第14条関係）（令和元年内閣府令第8号による改正）

令和元年10月から、原則満3歳以上の子どもの保育料が無償となるとともに、給食費（主食代・副食代）は有償のままとします。

- 特定教育・保育施設等との連携（第43条関係）（令和元年内閣府令第7号による改正）

特定地域型保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認める場合には、連携施設の確保を不要とします。

この場合において、特定地域型保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを、卒業後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないものとします。

- その他の改正

基準府令の改正に伴い、字句の整理を行うものです。

◎ 施行期日等

- この条例は、令和元年10月1日から施行します。

〔議第 47 号〕

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：88頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）
条例改正に影響する施行日	平成31年4月1日
改正された法令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）
条例改正に影響する条	第6条、第16条、第45条及び附則第3条

○ 条例改正趣旨

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において、基準省令のうち、連携施設（基準省令第6条第1項に規定する連携施設をいう。）に関する規定について、基準省令の一部改正が行われました。

この改正により、連携施設に関する規定が緩和されたことから、必要な改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 保育所等との連携（第7条関係）

家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認める場合には、連携施設の確保を不要とします。

この場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを、卒業後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないものとします。

○ 連携施設に関する特例（第46条関係）

満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所につ

いて、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供に係る連携協力の確保を不要とすることができるものとします。

○ **連携施設に関する経過措置（附則第3条関係）**

基準省令附則第2条の経過措置が適用される事業者のうち、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を「5年」から「10年」とするものです。

○ **その他の改正**

基準省令の改正に伴い、字句の整理を行うものです。

◎ **施行期日**

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第48号〕

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

【議案書：91頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）
条例改正に影響する施行日	令和元年10月1日
改正された法令	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） ・子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。） ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39条。以下「基準」という。）
条例改正に影響する条	<ul style="list-style-type: none"> ・法第20条 ・施行令第4条～第6条、第9条～第12条、附則第6条及び第12条 ・基準第13条

○ 条例改正趣旨

上記の法令の施行により法が改正され、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

また、保育所の給食の材料にかかる費用は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であり、保育所を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となるため、無償化後も引き続き、保護者の負担となります。これらに関連する条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 保育料の無償化

次の条例の条文中、3歳から5歳までの子どもの保育料を零円とします。
 ※原則0歳から2歳までの子どもは、無償化の対象外のため、引き続き保育料を徴収します。

①美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例第13条第2項

②美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例第14条第2項

○ **保育所の給食の材料（給食費（副食費））の負担**

次の条例の条文中、3歳から5歳までの子どもに対し、これまで保育料に含んでいた副食費について、子ども1人につき保育園は4,500円、認定こども園は1号は4,000円、2号は4,500円を徴収することとします。

①美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例第16条

②美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例第17条

○ **その他の改正**

法、施行令及び基準の改正に伴い、字句の整理を行うものです。

◎ **施行期日等**

○ この条例は、令和元年10月1日から施行します。

○ この条例の規定による改正後の保育料の規定は、この条例の施行後の保育料について適用し、施行前の保育料については、なお従前の例によるものとします。

○ この条例に定める保育所等給食費の算定その他必要な準備行為については、この条例の施行前に行うことができるものとします。

〔議第57号〕

中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について

【議案書：207頁】

◎ 議案の概要

農業共済事業のより一層の効率化、合理化を目指して、令和2年4月1日に県内全域を対象とした農業共済組合を設立するため中濃地域農業共済事務組合を令和2年3月31日に解散することについて、構成団体と協議することについて、議会の議決を求めるものです。

〔議第58号〕

中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

【議案書：208頁】

◎ 議案の概要

中濃地域農業共済事務組合の解散に伴い、組合の保有する財産の処分の方法を関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものです。

中濃地域農業共済事務組合の保有する財産は、令和2年4月1日に、すべて岐阜県農業共済組合に帰属します。

〔議第59号〕

中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約に関する協議について

【議案書：209頁】

◎ 議案の概要

中濃地域農業共済事務組合の解散に伴い、組合が執行していた事務の承継団体を規約に明記しようとするものです。

中濃地域農業共済事務組合 規約 新旧対照表

新	旧
第1条～第14条 (略) <u>(解散した場合の事務の承継)</u>	第1条～第14条 (略) (新)
第15条 <u>組合が解散した場合においては、関市が事務を承継する。</u>	

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

【事務の承継方法】

1) 組合の決算

解散に伴い組合の決算は、関市がその事務を承継します。

2) その他

上記以外で組合に関する事項については、全て岐阜県農業共済組合に譲渡します。